

# 総務役員他選出に関する細則

## (総則)

第1条 この細則は、新木小学校 PTA 会則第11条に基づき、総務役員、会計監査、顧問および少年指導員の選出について必要な事項を定める。

## (選考委員会)

第2条 選考委員会は、総務役員、会計監査および少年指導員を選出する。

2 総務役員および会計監査の承認は、定期総会における出席会員の過半数をもって決する。

3 少年指導員の選出は、立候補によるものとし、立候補者が複数の場合、抽選により決する。

## (総務役員、会計監査および少年指導員の選出)

第3条 総務役員、会計監査および少年指導員の選出は、選考委員会に一任される。ただし、会員は総務役員および会計監査候補者を推薦し、選考委員会に届け出ることができる。

## (留意事項)

第4条 選考委員が総務役員の候補者になった場合は、選考委員を辞任しなければならない。

## (次年度総務役員の就任の時期)

第5条 次年度総務役員候補者は、総会の承認をもって就任する。

## (顧問の指名および就任)

第6条 総務会は、必要に応じ顧問を指名することができる。

2 顧問は、総会の承認をもって就任する。

## 附 則

この細則は、平成31年4月23日より施行する(27年度、31年度一部改正)。

この細則は、令和3年4月26日より施行する(令和3年度、一部改正)。

この細則は、令和6年4月17日より施行する(令和6年度、一部改正)。

## 改正履歴

日付	改正内容
H31.4.23	初版作成
R3.4.26	●全体:一部改正
R6.4.17	●全体:「PTA 組織改革委員」の廃止に伴い、細則全体から削除
	●全体:ポイント制の廃止に伴い、ポイントに関わる文言を削除